

農政時報

Agricultural Administration Current News

No. 577 (50) 2020 (令和2) 年5月20日

発行／一般社団法人 神奈川県農業会議
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地
TEL.045 (201) 8859 / 045 (201) 0895

全国農業新聞を購読しよう
経営とくらしを応援する農業総合専門紙です

■発行日：毎週金曜日 ■購読料：月700円
■発行：(一社) 全国農業会議所
お申し込みはお近くの農業委員会まで

「20年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「20年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に対する県の回答について

県農業会議では市町村農業委員会を通じて農業現場を取り巻く諸課題についての意見を取りまとめ、昨年8月21日に黒岩祐治県知事に提出（農政時報19年9月号参照）しました。これに対し4月23日、黒岩祐治県知事より次のとおり各要望事項に対する回答がありました。

「要望事項及び回答内容」

1 かながわ農政の推進について

(1) 特定生産緑地制度及びその指定手続きの農家への周知について、県は市や農協等関連機関と緊密に連携して取り組むこと。とりわけ特定生産緑地の指定手続きについては、地域の生産緑地所有者に無用な混乱を与えないよう、近接した自治体相互が歩調を合わせた手続きとなるよう理解を促めること。

(回答)

県では、市町との関係部局、農業委員会、JA、国が参加する生産緑地担当者会議を年に1回程度開催し、各市の特定生産緑地指定事務の取組状況や生産緑地所有者への制度周知方法

指定事務の技術的知識、先進事例及びスケジュール感を共有するなど、緊密に連携して取り組んでおります。こうした取組を通じ、県内全域で自治体相互が可能な限り歩調を合わせることで、生産緑地所有者に混乱を与えずに特定生産緑地の指定手続きを進められるよう、引き続き、関係市に理解を求めてまいります。

(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に際し、民間会社が、市民農園開設の条件として農家に費用を負担させるなどの事例が発生している。県は国に対し、業者開設型の市民農園については、業者と農家の費用負担や役割分担等について、農業委員会等への報告義務を設けるなど、法の運用に一定の拘束力を持たせるよう働き掛けること。

(回答)

特定都市農地貸付けの実施に当たっては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条の規定により、市町村、農地所有者及び事業者が三者協定を締結している必要があります。

御要望の趣旨については、この三者協定に、農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等について、あらかじめ規定しておくことにより実現できるものと考えます。

(3) 農地法が改正され、底面の全部をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設用地を農地とみなすことになったが、法改正前から稼働している同様の施設についても、農業委員会に届出を行うことで同様の扱いとするよう国に働き掛けること。

(回答)

国からは、すでに稼働している同様の施設についての課題や問題点の検討を行っているとの回答を得ています。

主な内容

- 新型コロナウイルス感染拡大下における農業委員会の総会について……………③
- 2019年中における生産緑地地区の都市計画の変更状況……………④
- 農地中間管理機構からのお知らせ……………⑤
- 被雇用者常時4人以下の農業経営者は証明書が必要ですが、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金………⑥
- ※ 5月号は新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤務体制により6頁編成で発行させていただきました

ので、国の検討状況を踏まえ、必要に応じて国に働き掛けてまいります。

(4) イノシシの捕獲頭数の多い広域的なエリア内に、駆除後の個体を一時的に保管する冷蔵施設を数か所設置し、畜産系のレンダリング業者が定期的に巡回・回収して肉骨粉やペットフードに加工する一連のシステムの構築について検討すること。

(回答)

捕獲したイノシシを食肉等の地域資源として有効活用できれば、地域の活性化につながることを期待されることから、地元が進める食肉処理施設の整備を支援するとともに、ジビエに関する普及啓発にも取り組んでまいります。

野生鳥獣を肉骨粉・ペットフードとして活用することについては、処理加工業者とヒアリングを行いながら、今後も検討を進めてまいります。

また、各市町村から食肉処理加工施設等の整備について具体的な要望がありましたら、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用など、県として必要な支援を行ってまいります。

(5)神奈川では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の効果算定を満たすことが難しいことから、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては、他県で実施しているような捕獲奨励金制度を創設すること。また、市町村事業推進交付金はその制度上、前年度に翌年捕獲する予定の鳥獣の経費を計上するため、実態に即していないことから、何らかの配慮が必要である。さらに、行政界を越えた広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるよう近県、関係市町村と連携した駆除対策を策定すること。

〔回答〕

鳥獣被害対策は、集落環境整備、防護対策、捕獲の3つの基本対策を効果的に組み合わせる地域ぐるみの対策が有効であり、県としては特に、鳥獣の潜み場となる藪の刈払いや防護柵の設置などによる防除対策への技術的支援について重点的に取り組んでおります。

一方、捕獲については、市町村が、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を

活用して、シカやイノシシの捕獲個体1頭当たり、食肉利用する場合は上限9000円以内、焼却処分する場合は上限8000円以内、それ以外の処分の場合は上限7000円以内を捕獲従事者に対し支援できますので、同交付金の活用の周知に努め、引き続き支援してまいります。

捕獲鳥獣の処分に係る経費については、市町村事業推進交付金でも交付対象としており、今後必要を予算の確保に努めてまいります。

市町村事業推進交付金の手続きについては、当該年度の交付申請等のあるときに実態に即した申請をしていただくことが可能ですので、各市町村の担当課へ御相談ください。

行政界を超えた駆除対策については、関係都県と情報交換を行うとともに、近隣の市町村間の連携を図るため、各地域農政総合センター単位で、県、市町村、農業団体等で構成する「地域鳥獣対策協議会」を設置しておりますので、関係者で連携した対策について、引き続き検討してまいります。

2 農地利用の最適化の推進

(1)農地中間管理機構を活用した際に一定の要件のもとに交付される機構集積協力金について、農地が担い手以外に集積された場合や、農地の借

り手自身に対しても、県単独の補助制度を創設すること。また、農地中間管理機構は、担い手への農地利用集積を進める重要な公的機関であるため、県として人的、財政的支援を強化すること。

〔回答〕

機構集積協力金については、一定の要件はありますが、機構に貸し付けられた地域内の面積に応じて交付される「地域集積協力金」があり、「担い手以外にも集積された場合」や「農地の借り手自身」に対しても地域の意向に応じて配分が可能となっております。

しかし、本県のような都市農業の場合、立地を生かした小規模な担い手が多く、全国一律の要件を適用できる地域は少ないと考えられることから、要件緩和については、国のヒアリングや担当者会議などを通じて、国に働き掛けてまいります。

農地中間管理機構への支援については、20年度から機構の事務局長に県職員を派遣しており、引き続き人的、財政的支援に努め、農地の集積・集約化を促進してまいります。

(2)農地中間管理機構による貸借を条件とした農業基盤整備が行える国庫補助事業や、中間管理機構への貸借にかかわらず同様の整備が行える「農

とみどりの整備事業」等の事業とは別に、中間管理機構を通じた貸借を行う場合には、受益面積や集積率等の要件によらず基盤整備できる新たな補助事業等を創設すること。

〔回答〕

農業基盤整備については、一般的には公共性の確保等の観点から受益面積や集積率等の要件が設けられていますが、国庫補助事業の「農地耕作条件改善事業」を適用する場合は、受益地内で機構と連携して集積を進める計画を立てることで、受益面積や集積率によらず整備が可能です。

機構を通じた貸借が行われることのみを要件とする補助事業等については、そのニーズ等を調査し、方向性について検討してまいります。

(3)人・農地プランの実質化に当たり、地域の課題の解決には市町村、関係J A、農業委員会等が連携して取り組む必要があることから、県は関係機関の組織化（事例：秦野市、厚木市の都市農業支援センター）も含め、地域の実情を踏まえた推進体制の整備を働き掛けるとともに、情報の共有化を図れるよう調整すること。

〔回答〕

人・農地プランの見直しに当たっては、「農地中間管理事業の推進」に関

する法律」に基づき、市町村が、定期的な、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設けるとともに、取りまとめようとするときは、認定農業者等のほか、農業委員会、J Aなどで構成する会議を設置することになっていきます。

このため、適切かつ円滑な見直しが進められるよう、市町村の取組状況を把握し、必要な指導、助言を行ってまいります。

(4)「農地法の運用について」の一部改正により、農地に該当しない、と判断された土地の非農地扱いについて農林水産省経営局長通知が出され、それを受けて、県は「耕作放棄地全体調査における農地・非農地の判断について」の農地課長通知を廃止したが、廃止されるまでの10年間で各市町村に積み上げられた非農地に該当する虞のある農地の対応方針及び危惧される留意点等について、農地法関係事務提要に記載すること。

〔回答〕

農地に該当しない旨の判断を行った土地については、18年8月に県内全農業委員会を対象として、18年3月12日付け農林水産省経営局農地政策課長通知（以下「国通知」といいます。）により事務を取り扱う旨説明

したところです。

国通知によれば、毎年、全農地を調査することされており、18年度の調査時点で、非農地に該当する農地がある土地の積み上がりは解消されているものと認識しております。

対応方針及び事務の取扱いについては、国通知により示されたとおりです。事務指要に改めて記載する予定はありませんが、今後は定着の度合いを見極め、必要に応じて各農業委員会对して説明を行ってまいります。

(5)認定新規就農者・認定農業者の認定及び指導育成には、農業経営基盤強化促進法及び農業改良助長法が関連法令として挙げられるが、一体的に推進する必要があることから、県は組織内部の連携を図るとともに、市町村に対し十分指導を行うこと。

県の組織内部の連携については、認定農業者をはじめとする担い手の認定及び育成に当たり、県の本庁組織及び農業技術センター等の出先機関が必要な情報を共有し、取組を推進してまいります。

また、中間管理事業の活用による農地集積、経営改善計画の作成とその達成に向けた技術・経営面での指導など、地域の実態を踏まえ、県関

係機関が市町村とさらなる連携を図りながら、担い手の認定及び育成に取り組んでまいります。

(6)神奈川県都市農業推進条例にも記載のあるように、農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者等、かながわ農業には多様な担い手が必要だが、こうした担い手に対して、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。

施設や農機具等の更新・修繕については、原則としてそれぞれの農業経営の中で計画的に実施していたたくものと考へており、補助事業の創設は考へておりませんが、必要な経費については低利子制度貸付金等が活用できます。

施設等の更新と同時に機能向上を図る場合や、共同利用施設として統廃合する場合などは、既存の国庫事業等の対象となる場合もありますので、市町村等を通じて御相談ください。

(7)農業用施設である畜舎や堆肥舎の建設に関する規制である建築基準法について、同法の適用対象からこうした施設を除外するよう国に働き掛けること。

畜舎等の建築基準法の適用除外については、農林水産省において、国土支

通省等を含めた検討委員会を立ち上げ、検討することとなっておりますので、国の動向を注視するとともに、必要に応じて国に働き掛けてまいります。

新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりを受け、4月16日より全都道府県に適用された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、政府は感染拡大がおさまらない状況等を考慮し、5月4日付けでこれを5月31日まで延長することとした。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で示される「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」目標達成に向けて国民一丸となつて取り組んでいる状況にあつて、農業委員会においても三つの密(密閉・密集・密接)を避ける方法で総会を開催する等の対応が求められています。

(8)農地情報公開システムは、農業委員会の法定台帳を管理する重要なシステムであることから、その維持及び改修に必要な予算を確保することにも、業務の効率化を図るため、利用状況調査や農地利用の最適化のため

の相談業務等に活用するタブレット端末の整備に対し、必要な予算措置を国に働き掛けること。

農地情報公開システムの維持及び改修並びに利用状況調査や農地利用の最適化のための相談業務等に活用するタブレット端末の整備については、国の農地集積・集約化対策事業において補助対象となっております。

御要望の農地情報公開システムの更新費用については、既存の農地集積・集約化対策事業において補助が可能となっております。

数を確保して、出席委員の座席の距離を保つ等、三つの密を避けながら総会を開催し、地域の営農活動や各種事業運営に支障をきたさないように努めています。

一方、農地転用の申請には、標準的な事務処理期間が設けられていますが、緊急事態宣言の趣旨に即してやむを得ず総会を延期する場合には、農地法施行規則第32条の「その他の特段の事情がある場合」に該当し、標準的な事務処理期間に延期した期間を含めないとされています。万が一、総会が延期される際には農業委員会事務局より説明されると思いますが、申請者をはじめ関係事業者の方々のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

席委員を減じ(過半数以上の出席者

都市計画の決定状況等の調査

		2018.12.31現在決定状況				都市計画の変更状況 (2019.1.1~12.31)				2019.12.31現在決定状況		
都府県名	地区数	生産緑地地区 決定面積 (㎡)	追加(地区の全部)		追加(地区の一部)		削除(地区の全部)		削除(地区の一部)		地区数	生産緑地地区 決定面積 (㎡)
			地区数	面積(㎡)	地区数	面積(㎡)	地区数	面積(㎡)	地区数	面積(㎡)		
神奈川県	a	h	b	i	c	j	d	k	e	l	a + b - d	h + i + j - k - l
神奈川県	8,324	129,930,020	58	57,490	42	23,000	146	196,490	56	50,950	8,236	127,630,070

(内訳)

市区町村名	三大 都市圏 特定市	2018.12.31現在決定状況		都市計画の変更状況 (2019.1.1~12.31)						2019.12.31現在決定状況			
		地区数	生産緑地地区 決定面積 (㎡)	追加(地区の全部)		追加(地区の一部)		削除(地区の全部)		削除(地区の一部)		地区数	生産緑地地区 決定面積 (㎡)
		a	h	地区数	面積(㎡)	地区数	面積(㎡)	地区数	面積(㎡)	地区数	面積(㎡)	a + b - d	h + i + j - k - l
横浜市	○	1,634	2,849,050	10	7,580	10	3,110	27	45,950	7	8,410	1,617	2,805,380
川崎市	○	1,740	2,725,760	3	4,330	14	9,360	33	37,560	20	21,320	1,710	2,680,570
相模原市	○	844	1,234,590	9	9,720	2	300	27	32,400	6	3,970	826	1,208,240
機嫌賣市	○	169	252,410	0	0	0	0	0	0	0	0	169	252,410
平塚市	○	290	410,160	4	3,650	0	0	1	1,960	1	150	293	411,700
鎌倉市	○	134	168,980	4	3,710	0	0	2	1,730	0	0	136	170,960
藤沢市	○	502	926,100	1	1,660	2	510	5	6,840	5	6,850	498	914,580
小田原市	○	450	624,940	0	0	2	2,340	8	10,420	4	3,550	442	613,310
茅ヶ崎市	○	387	561,040	10	8,700	2	220	6	10,720	4	2,010	391	557,230
逗子市	○	11	13,070	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13,070
三浦市	○	129	202,540	0	0	0	0	0	0	0	0	129	202,540
秦野市	○	670	1,008,450	0	0	3	2,350	10	17,530	4	1,080	660	992,190
厚木市	○	215	275,850	1	460	1	370	8	10,400	1	20	208	266,260
大和市	○	331	563,560	11	12,250	4	2,590	0	0	2	1,780	342	576,620
伊勢原市	○	165	220,020	0	0	0	0	3	2,200	0	0	162	217,820
海老名市	○	195	246,530	5	5,430	2	1,850	7	5,680	0	0	193	248,130
座間市	○	159	208,490	0	0	0	0	7	9,550	1	1,400	152	197,540
南足柄市	○	174	223,910	0	0	0	0	0	0	1	410	174	223,500
綾瀬市	○	125	214,570	0	0	0	0	2	3,550	0	0	123	211,020

※ 市区町村が記入し、都府県がとりまとめ

農地中間管理事業

農地を 借りたい人・貸したい人
を募集しています!!

農地の規模を拡大したい方や、農業に新規参入する方に農地をお貸します。
また、農地を貸したい方もあわせて募集しています。 ※対象：市街化区域以外の農地

○農地を借りたい方

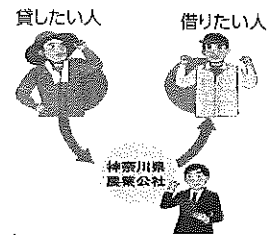
2020年度の農地借受希望者を募集しています。

★募集期間：通年で応募を受け付けています。

★募集区域：県内32市町村

神奈川県農業公社ホームページの

「農地借受希望者募集区域一覧表」をご覧ください。



○農地を貸したい方 ※対象は市街化区域以外の農地に限りです。

随時、募集を行っています。

神奈川県農業公社または市町の窓口まで「貸付希望申出書」を提出してください。

◆詳細につきましては、神奈川県農業公社のホームページをご覧ください◆

神奈川県農業公社

検索



問い合わせ先 【農地中間管理機構】公益社団法人 神奈川県農業公社

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 TEL：045-651-1703 FAX：045-651-1760

ホームページ：http://www.k-nk.or.jp E-mail：jimukyoku@k-nk.or.jp

購読してみませんか？ 全国農業新聞

全国農業新聞は農業委員会ネットワークが発行する週刊紙です。農業・農政のわかりやすい解説、経営・流通の最新情報などを月700円（年8,400円）でお届けします。

4月から全面カラー化したほか、HP(<https://www.nca.or.jp/shinbun/>)でご購読者向けにPDF版の公開を開始しました！

■紙面の見どころ

1面	農政や農業経営、地域活性化などの情報を現場目線で紹介します。
2面	1週間の農政・農業関係ニュースや、ホットな農政トピックスを分かりやすく解説します。
3面	農政の動きや新技術などを、図やイラストなどを使って詳しく解説します。
4面	生産や流通に関する最新情報をお届けするほか、最新農機、新品種なども紹介します。
5面	経営管理方法や技術の解説のほか、市況情報やマーケット情報を隔週で紹介します。
6面	地域活性化に関わる現地事例をはじめ、地域とくらしに関する話題をお届けします。
7面	全国47支局から農業委員会組織の活動をお届けします。また、鳥獣被害に立ち向かう現場の取り組みなども掲載します。
8面	農業委員会活動や活躍する農業者の紹介など、神奈川県をはじめ地域密着型の記事を掲載します。

お問い合わせ、お申し込みはお近くの農業委員会または県農業会議（045-201-0895）まで！

被雇用者常時4人以下の農業経営者は 証明書が必要だ 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急経済対策の裏付けとなる2020年度補正予算（第1次）が4月30日に成立しました。農林水産分野では経営の維持・再建に必要な資金を実質無利子化・無担保化するなど、農業経営者の資金調達への支援を強化しています。各種支援対策の詳細や申請手続きについては農林水産省のホームページ等で内容を確認することができますが、本稿ではこのうち、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の概要及び申請手続きについて紹介します。

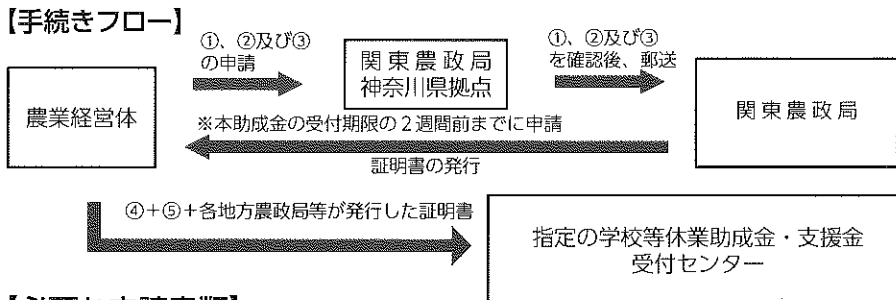
取得させた事業主に助成金を支給する制度です。助成金額は有給休暇取得に伴い支払った賃金相当額で、対象労働者1人につき日額8330円の上限が設けられています。

助成金の申請は厚生労働省が定めた申請書類に所定の添付書類を揃えて、学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送することとなっていますが、申請手続きや提出書類の様式は雇用保険加入の有無で異なります。雇用保険に加入していない暫定任意適用事業所（被雇用者が常時4人以下の個人事業主等）である農業経営体の場合、助成金の申請には厚生労働省が定める申請書類や添付書類のほかに、関東農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要になります。（労働者災害補償保険に加入していない

経営体も同様に証明書が必要）また、耕種の農業経営体の方は添付書類として、耕作の事業を行っていることを証明する「耕作証明書」が必要です。耕作証明書の発行は、所有する農地がある市町村の農業委員会にお尋ね下さい。

助成対象の有給休暇の範囲や、必要な申請書類など、制度の詳細は厚生労働省のリーフレット、助成金要領を（参照下さい）。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/roudou/koyou/kyufukin/page107_00002.html)

雇用保険に加入していない暫定任意適用事業所である 農業経営体の申請様式及び手続きフロー



【必要な申請書類】

（農林水産省で定めた様式）

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ②事前要件確認書（様式第3号）
- ③添付書類一式

【耕種の場合】原則、耕作証明書

【畜種の場合】原則、当該年の定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し

※①、②の様式は農林水産省HPよりダウンロードできます。

URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/syougakkoukyuukou.html

（厚生労働省で定めた様式）

- ④申請様式
- ⑤添付書類一式

※④、⑤について詳細は、厚生労働省HPをご参照下さい（URLは本文に記載）。

常設審議委員会だより

第49回常設審議委員会を4月15日、横浜市内の産業貿易センターで開きました。

一 議題

（一）農地法の規定に基づく諮問について

農業委員会会長から意見を求められた農地法第5条（2件、2万2192㎡）に関する転用事案について審議し、原案通り許可相当と認め、農業委員会会長に答申しました。

（二）農地法第4条及び第5条関係の報告について

農地転用第4条及び第5条の農地転用報告事項について、本会事務局から説明しました。

第4条（14件7369・49㎡）

第5条（59件6万3449・555㎡）

（三）常設審議委員会の今後の開催について

農業会議

主な日程（6月）

○17日 第51回常設審議委員会

（横浜市内）